

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、あらゆるステークホルダーにとって価値ある企業となるため、健全かつ効率的な経営を目指していくことが、当社のさらなる発展に繋がると認識しています。

そのためには、効率的な経営を可能にする迅速な意思決定プロセスの構築や業務執行状況に対する監督機能の強化、又、コンプライアンス体制を充実させることにより経営の健全性・透明性の向上を図る等、コーポレート・ガバナンスの体制を継続的に整備していくことが重要な課題であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
IC従業員持株会	303,719	7.85
一般財団法人IC齋藤育英会	196,000	5.06
有限会社承	163,363	4.22
株式会社スカラ	125,000	3.23
史 海波	110,100	2.84
上野 正敏	99,000	2.56
山田 亨	93,475	2.41
小沢 庸司	80,181	2.07
水元 公仁	80,000	2.06
庄子 浩	77,600	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田 稔	他の会社の出身者											
篠 三郎	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 稔	○	○	――	これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものと判断したため、独立役員として指定いたしました。
篠 三郎	○		――	これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室と連携して監査を実施することから、監査等委員会を職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、内部監査室が担当しております。年間計画に基づき、経営活動状況を公正かつ客観的な立場で評価し、是正に向けた提言とフォローアップを行っております。監査状況につきましては代表取締役、監査等委員及び会計監査人である監査法人に適宜報告しております。監査等委員会は、3名のうち2名が社外取締役であり、当社の経営を専門的見地や過去の経験や実績に基づく見地から監視、監査できる人材を選任しております。

監査等委員は、取締役会など重要会議に出席することに加え、代表取締役との定期的な意見交換などにより、経営の執行状況を把握し、効果的な監査業務の遂行を図っております。さらに、監査等委員会のほかに、内部監査担当部門及び、会計監査人と緊密な連携を図り、監査状況の報告を受けるとともに意見交換を行いながら有効かつ効率的な監査に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

特に記載する事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役職に応じた報酬の設定をしており、別途インセンティブを付与する必要はないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の状況を確認する上で総額及び対象人数の開示によって適当であると判断しております。

取締役報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役 (監査等委員を除く)	7名	69,536千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (3名)	16,280千円 (6,125千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬限度額は、年額200,000千円(平成27年12月18日定時株主総会決議)であります。監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円(平成27年12月18日定時株主総会決議)であります。役員の報酬の決定方法については、各人の役位、在任期間、会社の業績及び貢献度等を総合的に勘案し、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は取締役会、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会において、それぞれ決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、監査法人と定期打ち合わせを実施しております。又、社外取締役は経営企画室と連携体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業統治の体制については、平成27年12月18日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

提出日現在、取締役会は、取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の報告及び決議を行っております。

監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されており、1ヶ月に1回開催される定例監査等委員会と、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治の体制については、平成27年12月18日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

従来より、監査役3名(うち2名は、社外監査役)による、代表取締役を中心とした業務執行機関に対する監督・監視機能は十分に機能しておりますが、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を目指し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に対し早期発送に努めております。
その他	招集通知のインターネット開示を行っております。また、株主総会では、事業報告等の説明事項についてはビジュアル化を行い、株主の皆様に分かりやすい説明をするよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株式情報、株価情報、決算情報、IRカレンダー、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、半期報告書、決算公告、ICレポート(報告書)、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの利益を損なう行為に対する制限・罰則を諸々の規定の中で定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効果的に行われることを確保するために、取締役会等で十分審議しなければならない。
当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、経営機能に対する監視・監督を行うこととしており、業務執行取締役の法令違反の制御・防止に寄与するものとする。
又、内部通報制度を設け、役員及び社員等が、社内において法令違反、不正行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長又は顧問弁護士に通報しなければならないと定める。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程、その他の管理規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書又は磁気記録的な媒体に記録し保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の社会的責任遂行、法令遵守の観点から社内規程の整備や諸施策を実施するとともに、ISO-9001:2000(現在は更新により2015)を認証取得し、製品に万全を期する。又、取引の中で個人情報など各種情報を取り扱うため、平成15年10月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報に関する法令やその他規範の遵守を徹底している。平成23年6月にはISO/IEC27001:2005(現在は更新により2013)を認証取得し、ISMSの基準に基づいた情報セキュリティ管理を行っている。

なお、不測の事態が万一発生した場合には、経営トップに迅速に情報が報告され、迅速かつ適切な対応により損害を最小限に抑える体制を整備する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営上の重要事項は、取締役会にて決裁される仕組みになっており、各事業部門の懸案事項などの情報が速やかに報告され効率的に牽制を行っている。又、取締役は、毎月1回開催される取締役会と臨時取締役会に加え取締役会で随時打ち合わせを行い、経営環境の変化などによる戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議など会社の業務執行を効率的に行っている。

5 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。又、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査等委員会が求めた場合、その職務を補助すべき従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にする。又、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- 2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利益な扱いを受けることがないようにする。
- 3) 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、監査等委員会の職務の執行に関するものではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

7 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役・使用人は各監査等委員の要請に応じて、必要な報告及び情報の提供を行う。又、当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに、当該事実を監査等委員に報告する。

8 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するため、監査等委員は重要な会議に出席できる。
監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。又、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門との意見交換を行い監査の実効性を確保する。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に務めることにより財務報告の信頼性を確保する。

10 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たず、又、不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たず、又、不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に記載する事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に記載する事項はありません。

